

簡易血糖自己測定器・自己血糖検査用グルコースキットの安全対策について

平成 17 年 2 月 18 日

平成 17 年 2 月 7 日に厚生労働省から関連団体宛に「簡易血糖自己測定器・自己血糖検査用グルコースキット（グルコース脱水素酵素法のうち補酵素にピロロキノリンキノンを使用するもの）の安全対策について」の通知（医政総発第 0207003 号薬食安発第 0207007 号）が出されました。

通知の経緯

マルトースを含有する輸液を投与中の患者に、「簡易血糖自己測定器・自己血糖検査用グルコースキット」を使用し血糖測定をしたところ、実際より高い血糖値を示し、その結果、インスリンが過量投与され低血糖を起こした事例の報告があり、平成 16 年 9 月 29 日に厚生労働省から添付文書の改訂指示がされました。しかし、その後も同様の報告が続いていることから、今回、関係者への適正使用の周知徹底と患者個々への注意喚起・適正使用情報の十分な提供を目的とした通知が出されました。同様の事故を防ぐために適正使用の周知徹底をお願いいたします。

内容

当該機器は、原則として患者自身が自宅等で血糖を測定する場合に使用すること。実際の血糖値より高い値を示すため、以下の患者には使用しないこと。

- ・ マルトース等を含む輸液投与中の患者
- ・ イコデキストリンを含む透析液を投与中の患者
- ・ ガラクトース負荷試験を実施中の患者
- ・ キシロース吸収試験を実施中の患者

関連情報

簡易血糖事故測定器・自己血糖検査用グルコースキットについては、下記関連情報をご参照ください。

厚生労働省ホームページ

報道発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/02/h0207-1.html>

医薬品・医療用具等安全性情報

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/10/h1028-2a.html>

日本臨床衛生検査技師会ホームページ

トピックス

<http://www.jamt.or.jp/>